

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 PCDS (太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security) / 平和資料協同組合(準)

〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1

TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907 E-mail: peacedepot@y.email.ne.jp

●編集責任者 梅林宏道

●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

48 97/7/1

¥100

NWC (核兵器禁止条約) は日本の核政策と矛盾しない

ピーター・ワイス(草案起草責任者)の一問一答

「高望みなのではないのか」、「ならず者国家が核兵器を持ったらどうするのか」、「原子力エネルギーとどうからむのか」。4月7日に「核兵器禁止条約」モデル案を発表した「核政策に関する法律家委員会」のピーター・ワイス代表が、これらの批判、疑問に、正面から、しかも簡潔に答えた。日本政府は、NWCに一貫して否定的な態度をとっている。その理由は、日本政府は核軍縮について「現実的で段階的な方法」(いわゆる〈ステップ・バイ・ステップ〉アプローチ、本誌41号参照)をとっているからだという。しかし、NWCはそれと矛盾しない。本心はやはりアメリカの核政策への追従であると言わざるをえない。

国際司法裁判所が、核兵器が原則的に国際法違反であり、すべての国は核兵器をなくするための交渉を成功させる義務がある、という判断を示したのを受けて、「非同盟28カ国の行動計画」(本誌29号)や国連総会決議51/45M(マレーシア案、本誌33号)などで、核兵器禁止条約(NWC)の交渉開始を求める国際的

「核兵器廃絶2000」自治体決議

日本初、浦安市で

「核兵器禁止条約の早期交渉開始と2000年までの締結」を求める「核兵器廃絶2000」の自治体宣言や決議をあげる運動が進んでいる。同趣旨の自治体議会決議が、日本で初めて、6月26日に浦安市議会(千葉県)で採択された。全会一致(議員数は議長を含めて21人)の採択であった。

現在までにアメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドで同様な自治体が生まれおり、浦安市のものを含めて41自治体(6月26日現在)となる。(3ページ参照) **M**

な動きが強まっている。

NGOネットワーク「核兵器廃絶2000」は、その設立の第一目標にNWCの2000年までの締結をにかけている。現在は、これをうながす自治体決議を広める運動が始まっている(別記事参照)。

「核政策に関する法律家委員会」(LCNP、ニューヨーク、代表:ピーター・ワイス)が起草した条約案は、この動きを具体化させるために一石を投じたものである。草案づくりに協力した専門家の中には、浦田賢治さん(早稲田大学、核兵器の廃絶をめざす日本法律家協会)も含まれている。草案の構成は右欄のとおりである。

以下に、ピーター・ワイスによる「Q&A」を訳出する。(一部構成を変更した)

Q

なぜ、一步一步(ステップ・バイ・ステップ)の核軍縮過程をふまえることをしないで、全部の過程をひとつの文書に押しこんで、高望みをするのですか。

A: NWCは、5つの連続した段階を示し、まさにステップ・バイ・ステップの過程を

核兵器禁止条約モデル案構成

- I 一般的義務
- II 定義
- III 申告
- IV 実施の段階
- V 検証
- VI 国内の実施措置
- VII 自然人および法人の権利と義務
- VIII 機関
- IX 核物質
- X 核兵器
- XI 核兵器の運搬手段
- XII 核施設
- XIII 条約で禁止されない行為
- XIV 協力、遵守および紛争解決
- XV 発効
- XVI 財政
- XVII 改正
- XVIII 条約の範囲および適用
- XIX 条約の締結

強制的紛争解決に関する選択的議定書
エネルギー援助に関する選択的議定書

定めています。それぞれの段階に要する時間については、交渉で決めることになっています。しかし、何らかの日付を定

めて完全な核軍縮をすることが前もって合意されるのでなければ、どの段階もそれが最後になってしまって、最終段階が永遠にこないという危険が常に残ります。

Q 核兵器国が核兵器を廃棄したものの、「ならず者国家」が核兵器を持ったままという状態のとき、世界は今より安全であると言えるでしょうか。

A:絶対に確実なシステムというものはありません。何百、何千という核兵器が存在する状態よりもひとつかみ程度の核兵器があるだけの状態のほうが、世界ははるかに安全でしょう。そして「責任ある国家」の手中に核兵器が握られていることが、「ならず者国家」の手中の核兵器にもっとも有効に対処する手段であるとは言えません。さらに、この条約では違反の疑惑があれば、条約にもとづいて設置される管理機関に、市民がそれを報告することを義務づけています。社会的検証は、テロリスト組織を含むすべての潜在的違反者に対するもっとも強い抑止力になります。

Q 留保および脱退条項を含めるのが一般的な条約の作り方ですが、なぜNWCにこうした条項を入れないのですか。

A:なぜなら、「私たちがいま理解しているところの生命」が生き残ることは、留保条項や脱退条項を人質にとることができないほど大切なものだからです。この条約ほど地球の生き残りにとって重要な条約は、これまでありませんでした。ですから、従来の慣例を変える必要があったのです。

Q NWCを実行し、NWCが守られていることを検証するために、また新しい機関が一つ必要なのですか。

A:必ずしもそうではありません。今ある検証組織——国際原子力機関(IAEA)、化学兵器禁止機関(OPCW)、包括的核実験禁止機関(CTBTO)——の物的・人的資源や経験が使えるのであれば、新しい機関は必要ありません。使えないのであ

れば、新しい組織が必要になります。

Q 市民がNWC違反を報告する義務をもつことは、告発を奨励することになります。それは良い考えなのですか。

A:そうです。社会的検証は、この計画の成功に不可欠です。なぜなら、——現実を直視するなら——不正をしようとして大きな圧力を受ける政府もあるでしょうから。

Q 国家にのみ適用される化学兵器禁止条約(CWC)やCTBTと違って、個人もNWC違反の罪を問われます。これは良い考えなのでしょうか。

A:そうです。実際、犯罪は、公的な権限の範囲の内で行われようと、外で行われようと、個人によって行われるのです。したがって、個人が犯罪を犯すことを抑止しなければなりません。NWCは一方で、違反の疑いがあったり、嫌疑をかけられた人に対して、正当な手続きについて強

4ページへつづく →◆

「日米防衛協力指針見直し」中間報告 米国の核抑止力の必要性を明記

錯誤を改める機は熟している

6月7日、日米防衛協力小委員会はホルルで「日米防衛協力指針(ガイドライン)見直し」中間報告を発表した。日本の将来を決める重要な内容を含む文書である。中間報告は「いずれの政府にも、立法上、予算上、または行政上の措置をとることを義務づけるものではない」と述べつつ、実際には憲法問題に触れざるを

得ないような有事法制の制定を促す内容になっている。中間報告について論じなければならないことは多いが、ここでは「核の傘」問題について述べる。

中間報告は、日米防衛協力を①平素、②日本有事、③周辺事態の三段階にわたって述べているが、その平素の項目の冒頭に左下のような米国の核抑止力への依存を述べた一節がある。日本は米国の「核の傘」を必要としているという国際協約が、改めて作られようとしているのである。

もとを質せば、これは「新防衛計画大綱」(95年11月、本誌11号)に書かれた内容である。つまり、日米が協議して米国の核抑止力が必要だと判断したのではなく、日本がアメリカにお願いしたということになる。「新防衛計画大綱」にこれが書かれたこと自体、時代錯誤であったが、今日ではその時代錯誤ぶりは、ますます明らかになっている。

まず第一に、ロシアがソ連時代に設定した日本への核兵器の照準をはずすという意思表示をした。デンバー・サミットでの日ロ首脳会談でエリツイン大統領がそのことを述べ(6月20日)、ヤストルジェムスキー大統領報道官はこのことをモスクワで確認した(6月25日)。もともと中国は非核国に対して無条件に核を使わないことを国際公約としている。日本が核軍縮を進めたいのであれば、「核の傘」をはずす条件はいっそう整った。

第二に、昨年7月、国際司法裁判所が核兵器による威嚇が国際法に違反するという判断を示した。「中間報告」自身、「国際法の基本原則に合致」した防衛協力をするという前提を確認している。日本政府は、「国際法の基本原則」との関係で、少なくとも「核の傘」政策の再検討をするための「留保」を必要としている。

「新防衛計画大綱」に書かれているからといって、秋に作られる「新ガイドライン」に、核抑止への依存について「中間報告」に書かれているような表現を含める必要性はない。まず単にこの表現を落とす知恵を示すべきであろう。

政治家の精力を傾けた努力を期待したい。(梅林宏道) M

資料 日米防衛協力指針見直し
中間報告

核抑止を述べた項目の抜粋

1. 平素から行う協力 (1) 基本的な防衛態勢

日米両政府は、日米安全保障体制を堅持する。日本は、「防衛計画の大綱」に則り、自衛のために必要な範囲内で防衛力を保持する。米国は、そのコミットメントを達成するため、核抑止力を保持するとともに、アジア太平洋地域における前方展開兵力を維持し、かつ、来援しうるその他の兵力を保持する。

国会、CTBT批准を承認

核爆発に7年以下の懲役／政府行為は想定せず

衆議院は5月20日、参議院は6月6日に包括的核実験禁止条約(CTBT)を承認した。すでに日本政府は、条約の調印開始の初日(96年9月24日)に調印を済ませていたものである。今後、政府は閣議決定を経て、批准書を、条約の定めるところによって国連事務総長に寄託する。日本の正式の批准日はその寄託日となる

が、7月10日になる予定である。

また、条約は「条約上の義務を実行するために各締約国が必要な措置をとること」(第3条)を定めている。そのため、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下、単に「規制法」)の一部改正によって、国内法の整備

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」

主な改正点

第7章 雑則

(報告徴収)

第67条

4 内閣総理大臣は、包括的核実験禁止条約(以下「条約」という。)により設立される包括的核実験禁止条約機関(以下単に「包括的核実験禁止条約機関」という。)又は条約の締約国たる外国の政府(以下「締約国政府」という。)から条約の定めるところにより要請があつた場合にあつては、包括的核実験禁止条約機関又は当該締約国政府に対して説明を行うために必要な限度において、核燃料物質を取り扱う者その他の者に対し、その要請に係る事項に関し報告をさせることができる。

5 内閣総理大臣は、第68条の3第1項の規定による撮影、測定、観測、調査又は収去が行われた場合にあつては、包括的核実験禁止条約機関に対して説明を行うために必要な限度において、関係者に対し、当該撮影、測定、観測、調査又は収去の対象となつた土地等に関し報告をさせることができる。

第68条の3 包括的核実験禁止条約機関の指定する者は、内閣総理大臣の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員の立会いの下に、条約で定める範囲内において、包括的核実験禁止条約機関が指定する区域内の土地又は工

作物に立ち入り、土地、工作物、その他必要な物件を撮影し、放射能水準を測定し、地震を観測し、土地の状況を調査し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、必要な試料の収去(土地の掘削を伴う場合を含む。)をすることができる。

2 締約国政府の指定する者は、条約で定める範囲内において、前項の規定による撮影、測定、観測、調査又は収去に立ち会うことができる。

3 第1項の規定により撮影、測定、観測、調査又は収去に立ち会う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第8章 罰則

第76条の3 核爆発を生じさせた者は、7年以下の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第76条の5 第76条の2及び前条の罪は刑法第4条の2の例に、第76条の3の罪は同法第3条の例に従う。

第80条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

5 第67条第1項若しくは第3項から第5項までの報告をせず、又は虚偽の報告をした者

8 第68条の3第1項の規定による立ち入り、撮影、測定、観測、調査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

9 第68条の3第2項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者

を行った(6月13日公布)。改正の主な点を別に掲げる。

法改正に関して「核爆発を生じさせた者は、7年以下の懲役に処する」(第76条の3)という部分が報道され、誤解を伴って一人歩きしているのここに注意を喚起しておく。

「規制法」の法体系からして、ここで罰則対象として想定されているのは、国家以外の個人やグループである。国は想定されていない。核爆発が処罰されるならば、当然その前段にあるべき爆発ための装置づくり、核物質の軍事転用などの罰則規定がなければならない。そのため、現行の「規制法」は「核燃料物質の使用等」「原子炉の設置、運転等」の平和目的以外の行為に対して罰則を設けているが、それらは国の規制に反する個人やグループに対するものである。その体系の上に爆発に対する罰則を加えたものが、今回の法改正である。

法改正の主たる部分(第67条、68条)は、条約の検証(第4章)に関する諸条項に対応し、CTBT機関や他の締約国から要請されたときの立ち入り、撮影、立会い、説明資料の提供などを行うためのものである(CTBT第4章第29項、30項)。たとえば、他の締約国(たとえば隣国の韓国)が、日本に核実験の疑惑をもった場合、CTBT第4章第29項によって日本に説明を求めることができ、疑惑をはらすために日本は最大限の協力をする必要がある。そのための法整備が今回の法改正となる。条約が発効すれば、緊張緩和への一歩前進として評価できる。

もう一つ、今回の法改正で注目すべきことは、「日本国籍をもつ者が、海外で核爆発や準備に参加した場合」にも、この法律によって罰せられることである。(梅林宏道) **M**

NWC求める非核自治体リスト

「核兵器禁止条約(NWC)の即時交渉開始と2000年までの締結」を求める自治体決議が、6月26日時点で41自治体になった。

オーストラリア(21)

アデレード市／ブライトン市／キャンベルタウン市／グレネルグ市／ハッピー・バレー市／ヒンドゥマーシュ・ウッドビル市／マリオン市／ミッチャム市／ムノ・パラ市／ナルルンガ市／プレイフォード市／ポート・アデレード・エンフィールド市／ポート・リンカーン市／

プロスペクト市／ランドウィック市／アンレイ市／サリスベリー市／ワイアラ市／クエア地方議会／イースト・トレリス地方議会

(以上サウス・オーストラリア州)

ウィンダム・シャイア(郡)

(ウェスタン・オーストラリア州)

ニュージーランド(1)

ウェリントン市

イギリス(5)

クルーイド・カウンティ／マーサー・ティドビル・バロウ(市)

(以上ウェールズ)

リーズ市／クライズデル地方議会／ワンスベック地方議会

アメリカ(10)

アラメダ・カウンティ／デービス市／オークランド市／サンタ・バーバラ市

(以上カリフォルニア州)

ピッツバーグ市 (ペンシルバニア州)

ランバートビル市／ルーズベルト市／トレントン市／プリンストン・バロウ／プリンストン・タウンシップ (以上ニュージャージー州)

カナダ(3)

ピーターバロウ市／ピーターバロウ・カウンティ／レイクフィールド村(以上オンタリオ州)

日本(1)

浦安市議会(千葉県)

◆◀ 2ページからつづく
力な保障措置を定めた条項があります。

Q 原子力をなくすことなしに、核軍縮は可能ですか。

A: おそらく、究極的には無理でしょう。ともかく、この条約では、原子力発電所を監視し、プルトニウムの再処理や兵器級ウランの濃縮を禁止します。また、この条約には、原子力を放棄したり、現有の原子力計画を、段階的になくすことを選ぶ国をエネルギー面で援助するような任意加盟の議定書があります。

Q NWCでは、公然と認めていない核兵器国をどのように扱うのですか。

A: 条約への加盟を望み、かつ核兵器をもっていることが確実視されている国のために、特別な条項を作ること、対処します。こうした条項では、それらの核兵器をなくすための計画を交渉することなどをとり決めます。

Q この条約に対して、空想的であるという批判を受けませんか。

A: 受けました。「現実主義者」たちはそう言っています。しかし、実際は逆なのです。核兵器国が、「私たちは原則的に核兵器を廃棄すると約束しています。しかし、世界がもっと安全になるまではそれができないのです」と言っていること自体が、非常に空想的です。はっきり言えば「ありえない」ことのように思われます。モデルNWCの意図は、核兵器国やその同盟国が、今世紀、いや他のいかなる世紀においても、もっとも重要な条約たりうこの条約を起草し、交渉するという仕事を真剣に始めるよう要求し、この泥沼から抜け出す道を見出すことにあります。

一方で、モデル条約は、完成品なのではなく、進行中の仕事であるということをお忘れではありません。条約草案では、ことなつた複数の方法がありそうな条項につ

5ページ右上段へつづく▶◆

[解説] 米国の最長老物理学者の一人ハンス・ベテ博士は去る4月25日、クリントン大統領に手紙を送り、米国が新型核兵器の研究開発をすべて中止するよう進言した。要旨はすでに一部の新聞などに報道されて反響を呼んだが、米国で多くの批判を押し切って未臨界実験が行われようとしている時期だけに、この進言は注目に値する。そこで以下にその全文を紹介する。

博士は1906年ライン川上流のシュトラスブルクで生まれ、33年までドイツと英国、34年から現在まで米国で理論物理学者として精力的に活躍し、主に量子力学とその応用の分野で大きく貢献、67年には核

新型核兵器の開発中止を

反応の理論や天体のエネルギー源の研究でノーベル物理学賞を受けている。

第二次大戦中はロスアラモス国立研究所の理論物理部長として最初の原子爆弾の開発の指導にあたり、戦後も部分的核実験禁止交渉で米国側代表を務めるなど、軍備管理や核軍縮問題に深くかかわり続けてきた。とくに最近では冷戦後も新兵器開発を続けようとする米国政府の政策に懸念を深め、一昨年(95年)には

ウィリアム J. クリントン大統領 殿

1997年4月25日

拝 啓

第二次大戦中、私はロスアラモス国立研究所の理論部長として、最初の原子爆弾を作り上げたマンハッタン計画に、最年長者の立場で参加致しました。今私は90才となり、この計画の数少ない存命の年長参加者の一人となっております。そして私はこの半世紀を通して核軍備競争と軍縮という大問題を詳しく追求し、かかわって参りました。この問題に関連する私見を申し述べることをお許し下さるようお願い申し上げます。

わが国が現在いかなる種類の新たな大量破壊兵器の開発も、いかなる形であろうと、行っていないことを宣言する時が来たように思われます。とりわけこれは核兵器の新たな設計の可能性をめざす仕事に対しては、財政措置を講じていないことを意味します。そしてそれは当然、純核融合兵器のような新型核兵器についての仕事はしていないことを意味します。

合衆国はすでに設計の異なるさまざまな核兵器を保有しており、これ以上は必要ありません。その上、そのような核兵器の発明に、どこよりも確実に成功すると思われるのは、疑いもなくわが国の各地のすばらしい兵器研究所なのです。しかしどのような新型兵器も、やがては外国に広がり、私たちに脅威を及ぼすことになる以上、私たちはこの分野でさらには開拓を続けられないことが理にかなっております。

ある場合、たとえば純核融合兵器のような場合には、とても成功するとは思えません。しかし、私たちがそういう兵器を発明しようとしているという報道だけでも、政治的見地からすると、わが国のイメージや核軍縮をめざす世界的規模の運動を続けようとする私たちの努力に対して、極めて有害に働くことになりかねません。たとえばあなたでしたら、あなたの政府の下にある研究所で兵器を発明しようとしている科学者たちに、通常兵器に比べてあまりにも高性能であるため、その困難な開発がある日思いがけなく成功したならば、恐らくテロリストたちの新たな武器の一つとなるような、そんな新兵器の開発を望まれるでしょうか?

このことは上院での包括的核実験禁止条約(CTBT)の[批准のための]審議に関連して必ず問題となりましょう。なぜならこの条約はどういう実験が許され、どういふ実験が許されないか、という問題を提起しているからであります。私の判断では、核エネルギーの平和利用の開発とは反対に、主な目的が新型核兵器の設計であるような物理実験は、その出力がどれほど小さくても、すべて中止すべき時が来ている、と思います。実際、もし私が大統領でしたら、私はコンピューター実験を始め、どれほど独創的であろうと新たな種類の核兵器を作るためのものであればどのような実験にも、予算を計上しないでしょう。原子爆弾についての最大の秘密

ベテ博士(米物理学者) がクリントン大統領に書簡

解説、訳:小川岩雄
(立教大学名誉教授)

米国科学者連盟(FAS)を通じて、世界各国の科学者に核兵器や化学、生物兵器の研究、開発、製造から手を引くよう呼びかけた。この呼びかけには米国の多くの科学者のほか、この年に広島で開かれた第45回バグウォッシュ会議に参加した各国の科学者も多数署名した。

今度の進言はほぼ同様の決断を政府に求めたものだが、研究開発の中止を訴えているのは新型の核兵器や化学、生

物兵器だけであり、現有のほう大な兵器の廃絶はおろか削減にさえ触れず、その「保守計画」を「全面的に支持」するなど、もの足りない点は少なくない。しかしそれにもかかわらず、巨大レーザー施設の建設など、新兵器志向の意図が疑われる軍産複合体の「惰性」に歯止めをかけようとする長老科学者の有力な進言は、やはり時宜にかなった発言といえるであろう。M

ハンス A. ベーテ:元ロスアラモス研究所理論部長(1943~1945)。コーネル大学教授(1935~現在)(現在は名誉教授)。ノーベル物理学賞受賞(1967)。

は、結局のところ、それが作れるということでした。納税者たちはどうして新しいそういう秘密(新兵器が作れるという秘密)を知るために税金を払わなければならないのでしょうか?—しかもその秘密は、たとえそれを実行に移す計画がなくても、いや実行に移す計画がなければなおさら、結局は漏れることになるのですから。

要するに、合衆国の大統領も、各研究所の所長諸氏も、各研究所の原子科学者たちも、すべて2年前に発表された「原子科学者の同僚への呼び掛け」の立場を受け入れるべきだ、ということでもあります。この呼び掛けの主旨は、「核兵器をさらに考案したり、開発したり、改良したり、製造したりする仕事を中止し、自制するとともに、化学兵器や生物兵器のようなその他の大量殺傷能力を持つ兵器についても同様に対処する」よう訴えることでした。

私は「備蓄核兵器の科学的保守計画」(Science-based Stockpile Stewardship (SBSS) Program)を全面的に支持します。この計画は現有の核兵器がいつまでも完全に作動できる状態にあるよう、保証するものであります。この目的を核実験を行わないで達成するのは、なかなかやりがいのある計画ではありますが、しかし、この計画も、それ以外のCTBTに伴う(核兵器関連の)どのような防護計画も、各研究所に新型核兵器の考案の作業やその設計についての物理的実験または電算機実験に関わるよう求めてはおりませんし、また求めるべきでもありません。

とくに、核実験活動を再開する基本的能力は、備蓄保守計画の下で、新型核兵器の設計を行うことなしに維持できますし、実際維持されるであります。そしてたとえエネルギー省に「新たな核弾頭を設計し、製造し、証明する能力を維持する」任務—私は必要とは思いませんが—があるとしても、それは新型核兵器を目指す研究を要求するものではありませんし、正当化もしないであります。

CTBTが命じる核実験の完全中止の根底にある目的は、新たな核兵器が出現するのを妨げることであり、それはまちがいがなく、新たな種類の核兵器が発見されるのを防ぐためになしうるすべてを行うよう示唆しております。この根底の目的に誠実であり続けることは、わが国の国益に叶っているのです。

そこで私はあなたがこの件をご自身で点検され、あなたが絶対に必要であると確信できないような他の政策に基づく安全保障措置の名の下に、核兵器の設計作業が進行しているようなことが全くないことを、ご自身で確かめられるよう希望いたします。恐らく上院でのCTBT公聴会との関連で、官僚を抑え、アメリカは決して新種の核兵器など作らないようにしたいとの念願に燃えていることを全世界に改めて確信してもらうために、いま申し上げたような線に沿った適当なご発言を考慮されることになるのではないかと、思われます。

敬 具

ハンス・ベーテ

◆◀ 4ページからつづく

いては、いくつかの選択肢が提示されています。国連代表や軍縮問題専門家や科学者や法律家による起草会議や円卓討議が、ニューヨーク、ジュネーブ、ダームシュタット(ドイツ)で開かれようとしています。編集委員会は、NGOはもちろん政府も含めて、あらゆる方面からの論評や批判や提案を願っており、歓迎しています。(『ディスアーマメント・タイムズ』(第20巻第3号、1997年6月)より)(訳:水野希代子、梅林宏道)M

モデルNWCおよび附属文書のコピーの注文先:
Lawyers' Committee on Nuclear Policy,
Room 625, 666 Broadway, New York,
NY10012,
tel:1-212-674-7790, fax:1-212-674-6199
E-mail:lcnp@aol.com

ゼロックス・コピーが必要な方は、事務所までご連絡を。また、現在、「核兵器の廃絶をめざす日本法律家協会」を中心に草案の訳文作りが行われています。

◆◀ 6ページからつづく

会」、目標達し解散式。経緯を本にまとめ出版。
●6月17日 ロシア中部・サロフの原子力研究所で臨界実験中に事故。研究員1人が大量の放射線浴びる。研究員は20日、死亡。
●6月19日 仏ジョスパン首相、「もんじゅ」と技術提携する高速増殖実証炉「スーパーフェニックス」廃止の方針表明。
●6月20日 デンバーで日ロ首脳会議。エリツィン大統領、「日本に向けた旧ソ連のミサイルの照準をはずす時期」と語る。
●6月20日 ブラジル・カルドゾ大統領、国会にNP T加盟承認求める手続き。承認なら南米諸国すべてが加盟国に。
●6月20日 広島市原水協、同市・平岡市長に、未臨界核実験中止を米に強く求めるよう、申し入れ。

沖縄

●6月6日 海上ヘリポート基地建設の是非を住民側から問う「名護市民投票推進協議会」が発足。
●6月16日 日米合同委員会、米海兵隊による県道104号越え実弾砲撃演習を7月から本土5道県の演習場で分散・実施することを正式合意。
●6月18日付 海上ヘリポート基地建設を問う市民投票について、名護市議の過半数(28人中17人)が反対。沖縄タイムス社によるアンケート結果。
●6月19日 米軍の劣化ウラン弾射撃事件で科技厅の検討会、「環境への影響は無視できる」と発表。
●6月20日 地方分権推進委員会、米軍用地の強制使用手続を国の直接執行事務とするかどうか判断するため、沖縄から意見聴取する方針固める。

沖縄のごよみ

◆7月3日 第5回公開審理
◆8月12日ごろ 第6回公開審理
◆12月末 FIG実施計画を完成する期限。(SACOでの決定)

◆◆◆◆

国会レポート

参議院(1997.5.1~17)

(作成:佐藤毅彦)

訂正 本誌47号「国会レポート」で、氏名に誤りがありました。お詫びして訂正します。
(誤)安部晋三 (正)安倍晋三

(合本では訂正済み)

5月1日(木)
[決算委員会]

- 吉川芳男(自民):①北朝鮮による日本人拉致疑惑:②北朝鮮食料支援問題
 - 松谷蒼一郎(自民):①駐ペルー日本大使公邸占拠事件:②日米首脳会談:③沖縄米軍基地整理縮小
 - 益田洋介(平成):①駐ペルー日本大使公邸占拠事件:②沖縄米軍基地整理縮小-オーストラリアへの米軍基地移転:③尖閣列島と領土問題
 - 大脇雅子(社民):①日米首脳会談-中国問題:②化学兵器禁止条約-中国遺棄化学兵器処理:③フィリピン在留邦人の処遇
 - 小川勝也(民主):沖縄米軍基地整理縮小
 - 緒方靖夫(共産):沖縄米軍基地整理縮小
 - 椎名素夫(自由):首相のオーストラリア・ニュージーランド訪問
 - 山口哲夫(新社会):①沖縄米軍基地整理縮小-朝鮮半島の緊張緩和と基地縮小の可能性:②防衛費削減:③弾道ミサイル防衛(BMD)構想参加
- 5月2日(金)
[決算委員会]
- 松谷蒼一郎(自民):①ガイドライン見直し:②原子力の開発利用と安全確保-もんじゅ事故/動燃改革

- 松村龍二(自民):駐ペルー日本大使公邸占拠事件-在外公館警備/在留邦人保護
- 栗原君子(新社会):化学兵器禁止条約-査察対象施設(米軍施設を含む)、中国遺棄化学兵器処理、国内の旧日本軍化学砲弾処理/被爆者援護-特別葬祭給付金

5月8日(木)
[外務委員会]

- 池田行彦(外務大臣):駐ペルー日本大使公邸占拠事件に関する報告

5月12日(月)
[決算委員会]

- 加藤修一(平成):①新千歳空港欧州直行便就航と防衛庁の見解:②コンピューター2000年問題と武器管理
- 田英夫(社民):①原子力の開発利用と安全確保-プルトニウム中心政策見直しの可能性:②カットオフ条約への取組み
- 栗原君子(新社会):原子力の開発利用と安全確保

5月13日(火)
[外務委員会]

- 午前 参考人意見聴取:駐ペルー日本大使公邸占拠事件
(参考人)駐ペルー日本大使・青木盛久
- 武見敬三(自民)●高野博師(平成)●田英夫(社民)●武田邦太郎(民主)●立木洋(共産)●佐藤道夫(二院ク)●椎名素夫(自由)●矢田部理(新社会)●小山峰男(太陽)

午後 質疑

- 依田智治(自民):①駐ペルー日本大使公邸占拠事件:②国の危機管理対策
- 高野博師(平成):駐ペルー日本大使公邸占拠事件
- 田英夫(社民):①外交青書:②対北朝鮮外交:③特殊急襲部隊(SAT)
- 武田邦太郎(民主):①対北朝鮮外交:②中国・ロシア間の軍事関係緊密化と日本の対応
- 立木洋(共産):①駐ペルー日本大使公邸占拠事件:②核兵器の違法性に関する政府の見解

- 佐藤道夫(二院ク):駐ペルー日本大使公邸占拠事件
- 椎名素夫(自由):駐ペルー日本大使公邸占拠事件
- 矢田部理(新社会):駐ペルー日本大使公邸占拠事件
- 小山峰男(太陽):①尖閣列島と領土問題:②行政改革会議と外務省

5月15日(木)
[外務委員会]

- 須藤良太郎(自民):対人地雷問題-政府の基本的姿勢/地雷の必要性/地雷除去対策
- 田村秀昭(平成):①北朝鮮による日本人拉致疑惑:②尖閣列島と領土問題:③駐ペルー日本大使公邸占拠事件
- 高野博師(平成):①核搭載艦領海通過黙認問題:②北朝鮮食料支援問題:③北朝鮮ミサイル問題:④経済協力と麻薬問題等への対策:⑤米国の中南米への武器輸出と日本の対応
- 田英夫(社民):対人地雷問題-地雷除去対策
- 立木洋(共産):対人地雷問題-地雷禁止議定書の問題点/オタワ・プロセス、国連軍縮会議への対応/防衛庁の見解
- 武田邦太郎(民主):対北朝鮮外交
- 椎名素夫(自由):対人地雷問題-アジア諸国の立場/日本防衛と地雷の必要性
- 小山峰男(太陽):①対人地雷問題-地雷除去/全面禁止へ向けての日本の対応:②行政改革会議と外務省-対外経済政策/外務公務員/文化交流

5月16日(金)

[科学技術特別委員会]

- 参考人意見聴取:動燃東海事業所再処理施設火災爆発事故
(参考人)動燃理事長・近藤俊幸/同副理事長・植松邦彦/同理事・中野啓昌/同理事・岸田篤彦
- 沓掛哲男(自民)●松村龍二(自民)●広中和歌子(平成)●高橋令則(平成)●清水澄子(社民)●中尾則幸(民主)●阿部幸代(共産)

◇◆◇◆◇

日誌

1997.6.6~6.20

(作成:笠本丘生、照屋みどり)

CTBT=包括的核実験禁止条約/FIG=普天間実施委員会/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/NPT=核不拡散条約/SACO=沖縄に関する特別行動委員会/SLBM=海洋発射弾道ミサイル/START=戦略兵器削減条約

- 6月6日 参院本会議、CTBT批准を承認。数週間以内に批准書を国連事務局に寄託。
- 6月7日 日米両政府、「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」の中間報告を公表。核抑止依存を明記。(本号参照)
- 6月7日付 カスピ海の水位上昇で、湖岸にある旧ソ連時代の地下核実験跡や原子力施設に

湖水迫り、放射能汚染の恐れ。

- 6月7日 米核実験で被害を受けたマーシャル諸島住民に小型漁船贈る市民団体「プンププロジェクト」、千葉で中古漁船の改装工事開始。
- 6月8日 日本被団協、東京で第42回定期総会、原爆への国家補償求める決議や米未臨界核実験の中止を求める特別決議採択。
- 6月9日 北朝鮮とKEDOの実務協議団、海外との通信手段確保、工事関係者のビザなし入国手続きなどで大筋合意。
- 6月10日付 対中輸出された米スーパーコンピューターが、核兵器の性能向上に利用されている可能性。米ニューヨーク・タイムズ紙。
- 6月12日 胎内被爆者に対する「特別葬祭給付金」、請求期限目前に支給拒否相次ぐ。家族が死没、自身も被爆という2条件のうち、前者を満たさぬ、との理由。
- 6月12日 原水爆禁止東京協議会、「第五福竜丸」を常設展示する都施設に、同船のエンジンの新規展示求める要請書を都知事に提出。
- 6月13日 口軍、STARTで削減定めたSLBM(S

- S20を19発)をバレンツ海上空に発射、空中で爆破処分。核弾頭は事前に取りはずす。時期は3月末。
- 6月13日「原爆ドームの世界遺産化をすすめる5ページ右下段へつづく→◆

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さると幸いです。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000-(6ヶ月¥2,500-)です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

照屋みどり(PCDS)、笠本丘生(平和資料協同組合)、水野希代子(PCDS)、小川岩雄(核軍縮研究会)、佐藤毅彦、中田眞里子(平和資料協同組合)、梅林宏道